

日野市町名地番整理説明会(区域内) 議事録

日 時	平成30年9月30日(日曜日) 午前10時00分～12時00分
場 所	三沢中学校 1階 食堂
出席者 (敬称略)	<町名地番整理実施予定区域内にお住まいの方> <都市計画課> 岡田課長、山本係長、氏家、山口 <委託業者(株式会社 ヤチホ)> 渡辺、宮坂、若林、今井

出席者 A	<p>【課長挨拶】</p> <p>【内容説明】</p> <p>【質疑応答】</p> <p>ご説明ありがとうございました。基本的なところから質問させていただきます。まずこの事業が都や国からの施策・展開の事業なのか、日野市独自の事業として展開されてきているものなのか、教えてください。それからこの事業が既に 73%実施済みとの説明がありましたが、73%は人口比ですか？土地の面積比ですか？あるいはそれ以外の比率なんのでしょうか？それからもう一つは、今まで自分たちのコミュニティーで防災にかかわる訓練をしてきていますが、そういう人たちの一部に新井ではなくなる場合に一緒にやっても構わないという説明はありましたが、逆に高幡になった場合に、高幡の自治会からお誘いが来る可能性がありますよね。そのときには本人の意思を尊重するというところでよろしいでしょうか？</p>
事務局	<p>国や東京都はまず大きな方針として、地名地番を分かりやすくしようというのは大方針として設定しています。そのうえで例えば、600番地の1ではなく何丁目何番地にしましょうという方針を設定しています。その中で二つその方法があります。一つ目は日野市で採用している町名地番そのもの、土地の地番自体を変える方法。もう一つは住居表示制度というものがありまして、皆さんがお住まいの建物の扉一つ一つに番号振っていく方法の二つがあります。国は二つの制度を用意して、扉に番号を振っていく住居表示制度の方を進めているところです。ただ日野市の場合、区画整理事業をやっていたり、いろんな地域がありますので、もっと分かりやすく土地そのものの番号を変えていった方がいいと昭和40年代に決定しまして、それ以降ずっと建物に番号をつけるのではなく土地の番号を変えることによって、分かりやすくするというを進めてきておりますので、その流れに沿って継続してやってきているところです。二点目につきまして、現時点で町名地番整理が終わっているところを73%とご報告させていただきましたが、それは面積比です。三点目、ほかの自治体との関係につきましてですが、おっしゃられた通りで基本的に自治会の活動というのは地域の動きやすい形でやっていただきたいと思っております。自治会の範囲につきましても、皆さんの活動が取れる範囲でやっていただければと思っております。それは町名地番整理をやったからといって皆さんの生活が変わるわけではありませので、その区域を大きく変える必要はないと思っ</p>

	<p>おります。ただ今後、町名地番整理で名前が変わったことによって住人の方の意思が変わってくるようであれば、それは柔軟に自治会の方のご判断で区域を変えていってもいいと、それはどちらでもいいと思っております。隣の自治会との関係もあると思いますので、そこは両者でお話し合いをしていただきながら、そのなかで見出していれば結構かなと思っております。そのなかで何か調整が必要であれば、それは市役所のお声掛けいただければ、都市計画課と地域協働課が自治会活動をお手伝いさせていただいてますので、地域協働課と協力してお答えをさせていただこうと思います。</p>
出席者B	<p>二つあるんですが、一つ目は地番ですね、いま例えば二桁三桁の地番を 1 番とか 2 番に変更してしまうということですか？これは大混乱になるんじゃないかと思うんだけどね。例えば、新井一丁目何番で比較的分かりやすい番号になるんだろうけど、今は三桁の地番が使われているわけですよね。それを法務局が全部変更するわけですか？そんなことできんのかね。そこが非常に疑問でね。例えば地番はそのままにしておいて、あたまたに新井一丁目なら 1 つけるとか、それだと趣旨が分かるんだけどね。消防の問題や地域が明確になるのは、地番で混乱しちゃうよね。だから番号付けて整理してくれることは非常にいいんだけど、法務局が本当にできるのか疑問です。それともう一つ、今回の範囲に入っていない大字新井の地域があるとすると、新井何丁目と大字新井が存在するということですか？そうだとすれば、外れた地域には暫定的に何年までは大字新井と明記しないと、外れる地域がどうなるのか分からないんだよね。なので参考の為にも明記した方がいいと思ったんだよね。</p>
事務局	<p>一つ目ですが、例えば新井 300 番地の 1 だった場合、例えばそこは新井二丁目の 20 番地の 1 といったように土地の番号自体を変更いたします。法務局と調整をさせていただきながらやっていきますので、まず市の方で町名を決めます。その後筆の番号を何番地のいくつというふうに変えていただく作業を行います。原案につきましては日野市の方で作成しまして、それを皆さんとお話し合いをしながらこういう番号で行きましょうとなったものを法務局と調整して、最終的には法務局の方でそれにしたがって何番のいくつというものを各土地に割り振りますので、例えば 300 番地の 1 は新井二丁目 20 番地 1 だったり、隣の 300 番地の 2 は新井二丁目 20 番地 2 になると、そういったかたちで全て振りなおしていきます。法務局と調整をさせていただいておりますので、基本的には実際にできる制度だと思って</p>

	<p>います。例えば 300 番地の 1 の隣を宅地造成した場合、300 番地の 1 はすでに使用していますので、番号を振るとなると末尾になりますので、例えば 400 番地の 5 といった形でついてしまう。300 の隣に 400 があるとなかなかたどり着けないということが生じてきますので、それを解決するには何丁目何番地いくつと変えていくのが今回妥当だと思っております。それが町名地番変更のメリットですのでぜひ進めていきたいところです。二点目のところで、今回大字新井が少し残ってしまいます。すでに残ってしまう地域の方にはご説明させていただいて、その際にはおっしゃる通りいつまで大字新井なのか、いつ変わるのかというご意見をいただきましたので、それについては一定の時期を定めて例えば 2023 年ごろに変更できるように市の方で準備を進めますと。その際にはおそらく高幡という地名になる可能性が高いですといったところまで含めてご説明させていただいておりますので、ご心配の点につきましては、すでにご説明をさせていただいているという状況です。</p>
出席者 B	<p>資料の中にそれを入れておいた方がいいんじゃないですか？まだ 4~5 年かかるんじゃないの？</p>
事務局	<p>資料については解説しておくようにしておきます。</p>
出席者 B	<p>というのはね、新井地区でどこぞと言われたときに新井一丁目・二丁目・三丁目と大字新井がありますとみんなが共通して言えなければいけないわけですよね。これはやっぱり期限を入れるなどして明記して欲しいと思います。それとね、さっき地番の説明があったんだけど、地番は例えば東側から若い番号に変えていくということになるんですか？一丁目の 1 番地 2 番地となった場合に、一丁目から一桁で始まって三丁目の方まで行くと三桁になるということになるんですか？</p>
事務局	<p>最初の点につきまして、説明資料については今後改善していきたいと思っております。二点目の地番の振り方なのですが、町名の振り方はまさに東から一丁目・二丁目・三丁目と順番に振っていきます。併せまして、それぞれの町名の中に親番地というのを付けます。例えば新井一丁目 1 番地 1 ということだと、1 番地というところが親地番です。その下に枝番というものが付いてきます。親地番につきましてはほしい 5000 平方メートルの大きさで区切ることとなります。ですので例えば宅地とか、周りの道路とか水路等の位置関係にもよりますが、5000 平方メートルを超えないように設定し</p>

	<p>ていきますので、何百番というものが付くというのは考えられないと思っております。できるだけ若い番号で振るようにこの基準を運用していきたいと思っております。その中では例えば、起点を東に置いて回転していくとか、いろんな方法がありますので、それは地域の状況によりますので、例えば水路とか道路からどんな宅地がはりついているだとかを考えながら皆さんに案をお示ししていきたいと思っております。</p>
出席者C	<p>ご説明ありがとうございます。申し訳ございません。2年以上前からこのような事業が動いていることを全然知らなくて、今回チラシでこのような説明会があるのを知って参加させていただきました。趣旨はよく分かりますし安全安心の町ということでこのような事業をやっていただけることを本当にうれしく思います。質問なのですが、高幡地区が平成33年ぐらいということなんですけど、Gの区域は区画整理で一斉に決まると思うんですけど、Cはこの一年ぐらいで決まると。D地区はこれからやるのかどうか、Cが決定してしまえばそれは動かさないで施工だけCとDと一緒にやることはできないのか。そうすれば大字新井が残ることについて問題なく解消できるのかなと思いました。それとですね、新井一丁目あたりに新井と付いている交差点があるんですね。私は新井に住んで20年ぐらいなんですけど、もしも交差点の名称の整備をされないのであれば、とても新井三丁目の部分というのは裏道があるぐらいで通り抜けはできないですよ。新井という地区が分断されているなど感じるの、そこは昔の名称を使用したのか、例えば三丁目の方は潤徳小学校で一丁目・二丁目の方は八小にいかれると思うんですけど、そういうところはこういった形で整理させたのかなという点を伺えればと思います。</p>
事務局	<p>まず順番の話ですが今回大字新井と石田で実施させていただきます。その次に大字川辺堀之内、その後高幡のエリアに入りますが、やはり実施すると例えば法務局や日野市の住民台帳も含めまして、全てのデータを一斉に更新しないとイケない状況になります。そうしますとかなり広いエリアで財政的等難しいというところがありますので、実施可能な広さで順次実施していこうと思っておりますので、C・D・Gというところで区切っております。ですのでCとDと一緒に実施することは現実的にできないと思っております。ですので順番を設定させていただきます。今回はC地区を実施させていただいて、D地区、高幡地区を実施するときにあわせて残る大字新井と一緒にやっていきたいと思います。実際には高幡の駅前に商店街のエリアがあります。その部分も含めて実施さ</p>

	<p>せていただくこととなりますので、ご商売されている方は特に町名・地番の変更というのは大変な作業が必要になってきますので、早ければ来年から皆さんと懇談会あるいは意見交換会をあらかじめさせていただいて、2023年に向けて例えば5年かけてやると、そういったイメージで進めていきたいと思っております。そういった中では合意形成等の中で時間が変わってくることもありますが、基本的には来年からそういった作業に入っていきたいと思っております。二点目の新井の地名の表示の在り方ですけれども、新井というのは浅川の北側と昔は続いていた地名です。新井があつて石田があつたという、続いていた地名ですので、すでに町名地番整理で万願寺・石田に代わっているところがありますので少し分断されているように見えていますけれども、もともとは一体だったと。そういった経緯がありますので、交差点の名前についてもまだ変わっていないところもあると思います。これからこういった案については道路を管理している方、信号管理している警察等に情報提供をしていって、名前の変更が必要であれば話し合いをしていきながら決めていきたいと思っております。こういった変更が分かりやすくなるように町名変更するタイミングで街区案内板という看板を随所に設置させていただきますので、まずはそれを見ていただいて位置関係を把握していただいて馴染んでいただくということをやっていきますので、長いスパンでご協力をいただきたいと思っております。</p>
出席者D	<p>過去にも手続きの不安がありましたということで、説明もしていただけるというお話も聞いたんですが、どれくらい大変なのかイメージできないんですね。手続きが必要なものとそうでないものが分からないと不安になってしまうと思うので、できればこういった場で説明するだけでなく一覧のパンフレットみたいなものを作っていただければ、それだけで不安が解消されると思うので、そういったものを作っていただきたいという希望です。</p>
事務局	<p>そういったパンフレットを皆さんにお渡ししたいと思っております、今回の資料は以前三沢五丁目をやったときのものを一部抜粋してきたものです。まだまだ少しあります。例えば免許証・車検証・銀行あるいは学校やお勤めの場所の住所変更もそうですし、保険等も含めましてどんな手続きが必要でしょうかというところを、私の方でできる範囲でリストアップさせていただきます。銀行や電力会社・携帯電話会社等にひとつひとつ市の方から手続きがどういったものになるのか聞いておいて、その情報をまと</p>

	<p>めて皆さんにお配りしたいと思っております。それは町名地番変更を実施する前の年くらいから皆さんにお話をしていきます。2020年の夏実施を考えておりますので、2019年の後半以降ですが皆さんにお知らせしていこうと思っております。そういった形で対応してきておりまして、やはり漏れてくるところ、こちらで調べきれないところも出てくると思いますので、それはご連絡をいただいて個々に対応しているのが実情ですので、その部分を少し皆さんにご協力いただく部分となっております。ですのでもう少しいただきたいと思っております。</p>
出席者E	<p>旧番地の郵便物はどれくらいの期間届くものなのでしょうか？</p>
事務局	<p>一応未来永劫届けるということはなっているんですけども、実際今までの例でいうと、2年くらい経つと郵便局さんから皆さんのお宅のお葉書が送られて、速やかに手続きをしていただきたいというお願いを差し上げるというのが実態でございます。</p>
出席者F	<p>私は昭和58年にこの地に引っ越してまいりました。そして住んでいて誤送されたり人に道案内ができないと、自分の立っている位置が説明できなくて住所では不可能だと。また石田地区も飛び地であったりして非常に紛らわしくて不便さを感じておりました。年賀状の多くは誤送されてきてもその家に持っていくこともできない。道案内もだいたいの位置すらできない。ちょっと行けば石田の地区ですからね。そのように不便さを感じておりました。30年くらい前に私自治会長をやって当時も町名変更のうわさがあった、町内会でお話をした経緯がございます。そのときは落川地区という案が市の方から示されて、そのときに落川なんてとんでもない、高幡にしてくれという意見があったことを覚えています。もし石田地区の人が文句がなければ速やかに新井地区にさせていただきたい、早く町名地番変更をやっていただきたいと願っております。年賀状の中にもたまに町名地番変更しましたというのもあります。やはり近代化になってきているな、都市化が進んで住むための利便性を考えているんだなというのをまざまざと感じております。石田地区の方が新井になることに反対がなければ、速やかに市の案に沿ってですね、実施していただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。今回大字新井地区と大字石田地区を新井何丁目と変えさせていただきます。当然大字石田にお住まいの方には愛着を持っている方もいらっしゃると思います。これまで皆さんと意見交換させてきて</p>

	<p>いただいた中では、石田じゃないとダメだという強硬なお話はいただいておりますので、概ね新井ということで大丈夫かなと思っております。また古からの地名をできるだけ残したいということもございますので、今浅川より北側のところでは石田という町名を残させていただいております。ですので今回は新井を残すということで皆さんにご理解をいただいたのかなと思っておりますので、引き続き皆さんにその旨をご説明させていただければと思っております。</p>
出席者G	<p>お疲れ様でございます。二つお聞きしたことがありまして、結局これは確定なのかそうではないのかというところで、先ほど回答率や出席率が低いのに実施するのかという時に声が上がってなければやると聞こえたんで、大きな反対運動がない限り確定ということなんですよ？もう一つは私も18年住んでるんですが、5年前に引っ越してようやくいろいろ済んだところにまた変わるのかとういのがあって。そもそも法務局には市の方から言っていただけと書いてあったんで、登記簿についてはやって下さるのか、そこから後について我々が個人でやらなければいけないのか。以前のもの調べたら法務局は個人で行う欄にあったので、法務局は自動的に変わらないのか、要はどこからやればいいのか、その二点お願いします。</p>
事務局	<p>まず今回皆様に説明会というかたちで事務方の実施方針を示させていただきましたので、基本的には今回の案で進めていきたいというふうに考えております。今後スケジュール通り来年に町名地番整理審議会に審議していただいて、この案で妥当であるというお墨付きをいただいたうえで市議会に議決を求めます。この案で行ってよろしいでしょうかという議決を求めまして、そこで可決していただければそのまま進めていきたいと考えておりまして、基本的にはそこに提出する案をこの通り固めたというふうに考えておりますので、進めるものと考えております。先ほど大きな声なかったから進めるということで、誤解を与える表現をして申し訳ありません。そうではなくて、これまで様々な懇談会ということで自治会長さん或いは地域の方と意見交換をさせていただいた中で、或いは市でバランス見ながら案を作成してきております。その中で地域の方の意見を反映させてきておりますので、大きな声なかったから進めるということではなくて、今回の案が合理的なもので自信を持って進められるものと、私ども判断をしましたのでこの通りすすめるものと考えております。二点目の法務局の手続きですが、法務局については特殊な事例を挙げてしまった形になってしまって申し訳ありません。登記簿については二つ地番が入る欄がありま</p>

	<p>す。土地の地番自体がどこにあるかという土地の所在というもの、その欄があってそこにある地番。もうひとつ、その土地を所有していただいている方の所有者の住所の欄、その二つがあります。そのうちの土地の所在の欄は法務局の方で一括して変更しますので皆さんでの手続きはありませんけれども、土地所有者の住所の欄については、皆さんご自身で変えていただく必要があります。ですので今回変更するエリアにお住まいの方で今回の地域の中に土地をお持ちの場合、或いは例えば万願寺に土地をお持ちの方で今回町名地番変更するエリアにお住まいの方がらっしゃれば、その方の所有者の住所についてはご自身で変えていただく必要があります。変更自体はそんなに難しい手続きではございませんので、市が発行する町名地番変更の証明書があるので、それを持って法務局へ行くとご自身でできる程度の手続きですので、是非皆さんで次の機会がある際にあわせて変更していただければと思います。おそらくすぐに変更しなくても実害は出てこないです。将来売買するとか、何らかの登記簿を変えるタイミングでは必要になりますので、その時まで順次進めていただければと思っております。</p>
出席者H	<p>今回の変更になる中に住んでいる場合は、二つとも自動的に変わるんですか？</p>
事務局	<p>今回のエリアに住んでいる場合は、ご自身で変えないといけません。</p>
出席者H	<p>それは全部無料でやっていただけるということですね。</p>
事務局	<p>登記の手続き自体は無料ですが、例えば司法書士さんに頼むとかとなると有料になります。司法書士さんの手数料がかかりますので、ご自身でやっていただければ無料です。</p>
出席者I	<p>単純なことですいません。今回の区域に浅川の対岸まで入っているということには何か理由はございますか？</p>
事務局	<p>町名については川の部分も含めまして町名が設定されています。以前万願寺地域或いは石田地域で町名地番変更をした際には、浅川の部分を含めずに変更しましたので、もともとあった大字新井と大字石田が浅川の部分に残っております。ですので今回は川の部分に大字新井・大字石田が残らないように新井一丁目から三丁目に変えたいと思っております。</p>

出席者 I	そうすると町名の境のところは目印を置くようになるのでしょうか？
事務局	町名の境には現地に行けば分かるものを設置する予定はありません。電柱や街区の四隅とかそういったところには新井一丁目ですとかの札を設置したいと思っております。
出席者 I	地域を表す看板がいくつかありますけども、そういうものを建てるということも今のところないということでしょうか？
事務局	今回のエリアについては各町区域に一ヶ所ずつ街区案内板を設置する予定です。
出席者 I	例えば外部から来る方が家を探すときに、我々としては分かりやすいかも知れませんが、外部から来る人の立場で考えると何か工夫が必要ではないかと思っております。最後の一つは、資料の中の効果の欄の中に住民から見た効果がないと思うんです。私たちから見た効果というのを付け加えていただければありがたいです。以上です。
事務局	まず、皆さん自身のメリットを実感できないというところは、ある程度皆さんからいただくご意見でもあります。変更手続きを自らやらないといけないのに、それに見合うメリットがないとお思いの方もいらっしゃると思いますけれども、例えば災害時の避難であるとか消防・救急・警察の到達時間というのは行政側のメリットに見えるかもしれませんが、それは皆さんのメリットとお感じいただけると嬉しいなと思っております。あとは例えば民間の訪問サービス・介護サービス或いは食事の宅配便サービスを含めまして、皆さんのお宅に物を届けるという際にはひとつメリットというふうに考えておりますので、そこは是非実感していただきたいと思っております。過去には予算をかけるにもかかわらず、住民としてのメリットがないというご意見もいただきました。三沢五丁目でやったものでは、だいたい 700 万程度かかっております。今回はそれを上回る費用がかかっております。ですので費用対効果があるのかとよく伺いますけれども、形には見えないですけれども先ほど挙げたものについては大きな効果だと私どもは思っておりますので、是非そこは共有していきたいところであります。
出席者 I	言われることはよく分かりますが、そうしたらもう少しデータでね、説明

事務局	<p>していただくと分かりやすくなると思うんですが。</p> <p>まさにそれは私どもも思っているところでして、費用対効果を数字で出した いということで努力はしてはしましたが、いろんな研究や文献をあたっても なかなかこの事業の測定というところが出てこなかったというところがあ ります。いくつかの専門のコンサルタント会社と付き合い来ております けれども、それはなかなか出せないと言われておりまして、そこはいい機 会で是非探していきたいと思っております。ただ今回のことは恒久的に・ 将来的にも皆さんのメリットになると思っておりますので、それなりに効 果があると思っておりますので、そこは引き続き長い目で見ていただきた いと思っております。</p>
出席者 J	<p>ちょっと教えていただきたいことなんですが、潤徳小の裏に水路があるの は分かるんですが、全て水路で区切られたんでしょうか？</p>
事務局	<p>モノレールの西側については水路を基準にしております。(区域図を指しな がら、町界は何を基準としているかの説明と図面を見ながらどの道なのか 等のやり取りがありました。)</p> <p>他にご質問ありますでしょうか？</p> <p>無いようでしたら質疑応答を終了させていただきます。本日の説明会は以 上でございます。今後皆様にご協力をお願いしてまいりますので、引き続 き宜しくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。</p>